

報道関係者 各位

平成23年5月17日
宮城労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 奥平 満男
労災管理調整官 酒井 真
電話022(299)8843

東日本大震災後3か月経過した行方不明者は 死亡したものと推定する特例規定が設けられました

労災保険の遺族補償給付等の請求においては、民法第30条第2項の規定により、行方不明となってから1年後に失踪宣告が行われるまでは死亡が確定しないことになっていましたが、東日本大震災（以下「大震災」という）により行方不明者となられた方の残された遺族の生活再建に資するために、下記特例規定が設けられ、大震災による災害により3か月間生死がわからない場合などについては、大震災の発生日である平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定されることになりました。

記

1 特例規定の創設

次の場合は、大震災発生日の平成23年3月11日に死亡したものと推定される規定が設けられました。

大震災による災害により行方不明となられた方の生死が3か月間わからない場合
被災者の死亡が大震災の発生から3か月以内に明らかとなり、かつ、その方の死亡の時期がわからない場合

2 特例の対象となる給付

- (1) 遺族補償給付（業務中に被災された方の遺族に対する給付）
- (2) 葬祭料（業務中に被災された方の遺族に対する給付）
- (3) 遺族給付（通勤中に被災された方の遺族に対する給付）
- (4) 葬祭給付（通勤中に被災された方の遺族に対する給付）
- (5) 障害補償年金差額一時金（年金受給者の遺族に対する給付）

(6) 障害年金差額一時金（年金受給者の遺族に対する給付）

(7) 未支給の保険給付（休業補償給付又は休業給付等受給者の遺族に対する給付）

なお、遺族補償年金又は遺族年金の支給を受けていた方が行方不明になった場合については、他の受給資格者があるときは年金の転給を行い、他の受給資格者がなく、かつ、これまで支給された年金の合計額が遺族補償一時金又は遺族一時金の額に満たないときはその差額を死亡労働者の遺族に支給することになります。

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

労働者の方が“工作中”や“通勤中”に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には

(※) 治療や投薬、遺族年金/一時金などです。

ご本人やご遺族の方は【労災保険】による給付(※)を受けられます

労災保険の“請求”について

「被災された労働者の方」や「ご遺族の方」が請求を行っていただき、“労災保険の対象”となるか否かの調査を行います。

今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けます。

労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。

医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続きができます。

行方不明の場合の特例の創設について

東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定される規定が設けられました。

労災保険の“認定”について

労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料(社員証、賃金明細書など)を提出していただくことがございます。

上記の資料がない場合でも、労働基準監督署において、関係者からの聴取などの調査を行います。その際、以下のA～Eの事項について、可能な範囲で関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願ひします。

- A 労災保険の対象となる会社か否か、
- B 被災された方は労働者であるか否か、
- C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、
- D 毎月の給与や賞与の額、
- E 家族の状況や生計の維持など

【労災保険 Q & A】

Q 工作中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q 具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約8割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A 船員が船舶で工作中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 工作中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 工作中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A 今回の特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、その方の生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができることとなりました。

なお、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合にも、同様の請求ができます。

詳しいことは

宮城労働局労災補償課	022-299-8843	仙台署	022-299-9071
石巻署	0225-22-3365	古川署	0229-22-2112
大河原署	0224-53-2154	瀬峰署	0228-38-3131